建設工事の最低制限価格の改正について

平成26年12月8日 新潟市財務部契約課

新潟市発注(水道局及び市民病院発注を除く)の予定価格5千万円未満(税込み)の建設工事の最低制限価格について、以下のとおり改正しますのでお知らせします。

1. 最低制限価格の設定について

対象案件	最低制限価格(税抜き)
○予定価格(税込み)	・設定方法は現行どおりとし、10万円単位で設定(10万円
5千万円以上	未満切り上げ)します。
• 一般競争入札	
※ (総合評価方式含む)	
○予定価格(税込み)1千万円以上5千万円未満・一般競争入札※(総合評価方式含む)	・設定方法は現行どおりとし、10万円単位で設定(10万円 未満切り上げ)します。 ・ただし、予定価格(税抜き)×9/10に満たない場合は 予定価格(税抜き)×9/10(10万円未満切り上げ)と します。
○予定価格(税込み)1千万円未満・指名競争入札	 ・設定方法は現行どおりとし、1万円単位で設定(1万円未満切り上げ)します。 ・ただし、予定価格(税抜き)×9/10に満たない場合は予定価格(税抜き)×9/10(1万円未満切り上げ)とします。

※新潟市建設工事総合評価方式試行要領第 15 条第 1 項に規定する「最低制限価格と同様に計算した数値」も該当します。

(予定価格(税抜き)×9/10に満たない場合の設定例)

- ① 予定価格(税抜き) 45,678,000円 ② 最低制限価格(税抜き) 40,300,000円
 - (②:設定方法は現行どおり、10万円未満切り上げ)
- ③ ①×9/10 41,110,200円

この場合の最低制限価格 (税抜き) は、①×9/10 を採用し 41, 110, 200 円となりますが、 10 万円未満を切り上げるため 41, 200, 000 円となります。

2. 実施時期

平成26年12月15日以降に入札公告及び指名通知を行う案件から適用します。